

## ◎ 駐車場法

昭和 32 年 5 月 16 日  
法律 第 106 号

最近改正 平成 18 年 5 月 31 日 法律第 46 号

### 目 次

- 第1章 総則（第1条—第2条の2）
- 第2章 駐車場整備地区（第3条—第4条の2）
- 第3章 路上駐車場（第5条—第9条）
- 第4章 路外駐車場（第10条—第19条）
- 第5章 建築物における駐車施設の附置及び管理（第20条—第20条の3）
- 第6章 雜則（第20条の4）
- 第7章 罰則（第21条—第24条）
- 付 則 （省略）

### 第1章 総 则

#### (目的)

第1条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 路上駐車場 （省略）
- 2 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 3 道 路 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路をいう。
- 4 自動車 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車をいう。
- 5 駐 車 道路交通法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する駐車をいう。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第2条の2 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努めなければならない。

### 第2章 駐車場整備地区

第3条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の商業地域（以下「商業地域」という。）、同号の近隣商業施設（以下「近隣商業施設」という。）、同号の第 1 種住居地域、同号の第 2 種住居地域、同号の準住居地域若しくは同号の準工業地域（同号の第 1 種住居地域、同号の第 2 種住居地域、同号の準住居地域又は同号の準工業地域にあっては、同項第 2 号の特別用途地区で政令で定め

るものに限る。) 内において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区的周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。

2 駐車場整備地区に関する都市計画を定め、又はこれに同意しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事にあっては都道府県公安委員会の、国土交通大臣にあっては国家公安委員会の意見をきかなければならない。

(駐車場整備計画)

第4条 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地域における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画(以下「駐車場整備計画」という。)を定めなければならない。

2 駐車場整備計画においては、次に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

- 1 路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針
- 2 路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量
- 3 前号の目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策
- 4 地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体
- 5 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

3 市町村は、駐車場整備計画を定めようとする場合においては、前項第4号に掲げる事項については、あらかじめ都道府県と協議するとともに関係のある道路管理者(道路法第18条第1項に規定する道路管理者(同法第88条第2項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路にあっては、国土交通大臣)をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会の意見を聽かなければならない。

4 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、第2項第4号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 前2項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。

(地方公共団体の責務)

第4条の2 地方公共団体は、駐車場整備計画の達成のため、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第3章 路上駐車場(省略)

### 第4章 路外駐車場

(駐車場整備地区内の路外駐車場の整備)

第10条 国土交通大臣、都道府県又は市町村は、駐車場整備地区に関する都市計画を定めた場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路外駐車場に関する都市計画を定めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の都市計画に基づいて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

(構造及び設備の基準)

第11条 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

(設置の届出)

第12条 都市計画法第4条第2項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）はあらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核都市及び第252条の26の3第1項の特例市にあってはそれぞれの長。以下同じ。）に届け出なければならない。届け出である事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(管理規程)

第13条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始10日以内に都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 路外駐車場の名称
  - 2 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
  - 3 路外駐車場の供用時間に関する事項
  - 4 駐車料金に関する事項
  - 5 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項
  - 6 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 3 前項第4号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。
- 4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、10日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

(休止等の届出)

第14条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、10日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を開始したときも、また同様とする。

(路外駐車場管理者の責務)

第15条 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2 路外駐車場管理者は、管理規程に従って路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第8条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第11条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

第16条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

(助成措置)

第17条 都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第33条第1項又は都市公園法第7条の規定に基く政令で定める技術的基準

に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第5条第1項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

2 国は、都市計画において定められた路外駐車場を設置する地方公共団体その他の者に対し、その設置に必要な資金の融資又はあっせんに努めなければならない。

(立入検査等)

第18条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に關係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正命令)

第19条 都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が第11条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことも命ずることができる。

## 第5章 建築物における駐車施設の附置及び管理

### (建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

第20条 地方公共団体は、駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、延べ面積が2千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を設けなければならない旨を定めることができる。劇場、百貨店、事務所その他の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの（以下「特定用途」という。）に供する部分のある建築物で特定用途に供する部分（以下「特定部分」という。）の延べ面積が当該駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の道路及び自動車交通の状況を勘案して条例で定める規模以上のものを新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途を増築し、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対しては、当該新築又は増築後の当該建築物の延べ面積が2千平方メートル未満である場合においても、同様とする。

2 地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であって自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途にかかる増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

3 前2項の延べ面積の算定については、同一敷地内の2以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを1の建築物とみなす。

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第20条の2 地方公共団体は、前条第1項の地区若しくは地域内又は同条第2項の地区内において、建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が一定規模（同条第1項の地区または地域内のものにあっては特定用途について同項に規定する条例で定める規模、同条第2項の地区的ものにあっては同項に規定する条例で定める規模をいう。以下同じ。）以上となるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。以下同じ。）をしようとする者又は特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

2 前条第3項の規定は、前項の延べ面積の算定について準用する。

(駐車施設の管理)

第20条の3 地方公共団体は、第20条第1項若しくは第2項又は前条第1項の規定に基く条例で定めるところにより設けられた駐車施設の所有者又は管理者に対し、条例で当該駐車施設をその設置目的に適合するように管理しなければならない旨を定めることができる。

## 第6章 雜則（省略）

## 第7章 罰則

第21条 第19条の規定による都道府県知事の命令に従わなかった者は、100万円以下の罰金に処する。

第22条 第12条、第13条第1項若しくは第4項又は第14条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第23条 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

## ◎ 駐車場法施行令

昭和 32 年 12 月 13 日  
政 令 第 340 号

最近改正 平成 18 年 11 月 6 日政令第 350 号

### 目 次

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 第1章   | 駐車場整備地区（第1章・第2章）    |
| 第1章の2 | 路上駐車場（第3条—第5条）      |
| 第2章   | 路外駐車場               |
| 第1節   | 構造及び設備の基準（第6条—第15条） |
| 第2節   | 駐車料金等（第16条・第17条）    |
| 第3章   | 特定用途（第18条）          |
| 附 則   | (省略)                |

第1章 駐車場整備地区(省略)

第1章の2 路上駐車場 (省略)

第2章 路外駐車場

### 第1節 構造及び設備の基準

#### (適用の範囲)

第6条 この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が 5 百平方メートル以上であるものに適用する。

#### (自動車の出口及び入口に関する技術的基準)

第7条 法第 11 条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。

1 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ 道路交通法第 44 条各号に掲げる道路の部分

ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から 5 メートル以内の道路の部分

ハ 小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20 メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右 20 メートル以内の部分を含む。）

ニ 橋

ホ 幅員が 6 メートル未満の道路

ヘ 縦断勾配が 10 パーセントを超える道路

- 2 路外駐車場の前面道路が 2 以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。
- 3 自動車の駐車の用に供する部分の面積が 6 千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って 10 メートル以上とすること。
- 4 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5 メートル以上とすること。
- 5 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上 1.4 メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ 60 度以内の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。
- イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いざれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。）1.3 メートル  
ロ その他の路外駐車場又はその部分 2 メートル
- 2 前項第 1 号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同号イからハまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。
- 1 前項第 1 号イに掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの  
イ 交差点の側端又はそこから 5 メートル以内の道路の部分  
ロ トンネル
- 2 橋
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第 1 号イに掲げる道路の部分に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。  
(車路に関する技術的基準)
- 第8条 法第 11 条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。
- 1 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。
- 2 自動車の車路の幅員は、イからハまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからハまでに定める幅員とすること。  
イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 2.75 メートル（前条第 1 項第 5 号イに掲げる路外駐車場又は

- その部分（以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。）の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、1.75 メートル）以上
- ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分（イに掲げる車路の部分を除く。） 3.5 メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、2.25 メートル）以上
- ハ その他の自動車の車路又はその部分 5.5 メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、3.5 メートル）以上
- 3 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。
- イ はり下の高さは、2.3 メートル以上であること。
- ロ 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。）は、自動車を5メートル以内の内法半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を3メートル以上の内法半径で回転させることができる構造）であること。
- ハ 傾斜部の縦断勾配は、17パーセントを超えないこと。
- ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること
- （駐車の用に供する部分の高さ）

第9条 建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは2.1メートル以上でなければならない。

（避難階段）

第10条 建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない。

（防火区画）

第11条 建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第2条第7項に規定する耐火構造をいう。）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）によって区画しなければならない。

（換気装置）

第12条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。

（照明装置）

第13条 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 1 自動車の車路の路面         | 10 ルックス以上 |
| 2 自動車の駐車の用に供する部分の床面 | 2 ルックス以上  |

（警報装置）

第14条 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

（特殊の装置）

第15条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認められる場合においては、適用しない。

## 第2節 駐車料金等

### (駐車料金の額の基準)

第16条 法第13条第3項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。

- 1 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。
- 2 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。
- 3 自動車を駐車させる者の負担能力をかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

### (供用時間等の明示)

第17条 法第12条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

## 第3章 特定用途

### (特定用途)

第18条 法第20条第1項後段の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場とする。

## ◎ 駐車場法施行規則

平成 12 年 11 月 24 日  
運輸省・建設省令 第 12 号

最終改正 平成 18 年 11 月 6 日国土交通省令第 104 号

(路上駐車場の利用に関する標識)

第1条 駐車場法（以下「法」という。）第8条第2項の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- 1 駐車料金の額及びその徴収方法
  - 2 駐車料金を徴収する時間
  - 3 割増金の徴収に関する注意事項
  - 4 駐車させる自動車の種類を限定する場合には、その自動車の種類
- 2 前項の標識は、路上駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(路外駐車場に関する届出書及び添付図面)

第2条 法第12条の規定による届出は、別記様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- 1 路外駐車場の位置を表示した縮尺 1 万分の 1 以上の地形図
- 2 次に掲げる事項を表示した縮尺 200 分の 1 以上の平面図
  - イ 路外駐車場の区域
  - ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）
  - ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令（以下「令」という。）第7条第1項に規定する道路の部分及び橋
- 3 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図並びに 2 面以上の立面図及び断面図

(路外駐車場に関する管理規程)

第3条 法第13条第2項第3号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。

- 2 法第13条第2項第4号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、確定額をもって定めなければならない。
- 3 法第13条第2項第5号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

第4条 法第13条第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
  - 2 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要
- （権限の委任）

第5条 法及び令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

- 1 法第4条第3項の規定により意見を述べ、及び同条第4項の規定による通知を受理すること。
- 2 令第7条第2項の規定により認定をし、並びに同条第3項の規定により道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、並びに道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴くこと。
- 3 令第15条の規定により認定すること。

## ◎ 路外駐車場の届出に関する法令

### (1) 道路交通法

(定義)

第2条 この法律においては、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 道路 道路法(昭和 27 年法律第 180 条)第 2 条第 1 項に規定する道路、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 4 横断歩道 道路標識又は道路標示(以下「道路標識等」という。)により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分をいう。
- 5 交差点 十字路、T 字路その他 2 以上の道路が交わる場合における当該 2 以上の道路(歩道と車道の区別のある道路においては、車道)の交わる部分をいう。
- 18 駐車 車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で 5 分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。)、又は車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。
- 19 停車 車両等が停止することで駐車以外のものをいう。

(停車及び駐車を禁止する場所)

第 44 条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りではない。

- 1 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上附近、勾配の急な坂又はトンネル
- 2 交差点の側端又は道路のまがりかどから 5 メートル以内の部分
- 3 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5 メートル以内の部分
- 4 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分
- 5 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分  
(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)
- 6 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

### (2) 建築基準法

(用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、(これに類する構造のものを含む。)これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運

転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

2 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と蓄場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

### (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

10 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

11 特定路外駐車場 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

18 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

25 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。  
（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第11条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第53条第2項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市及び同法第252条の26の3第1項の特例市にあっては、それぞれの長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 附 則

第3条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第10条第1項、第11条第1項及び第13条第1項の規定は、適用しない。

### (4) 東京都駐車場条例

#### 第4章 建築物における駐車施設の附置及び管理

(適用区域)

第15条 この章の規定は、特別区及び市の区域内に限り、適用する。

(地区的指定)

第16条 法第20条第2項の規定により駐車場整備地区又は商業地区若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域(以下「周辺地域」という。)内で条例で定める地区(以下「駐車場整備地区等」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める区域とする。

- 1 特別区の区域 駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域(以下「駐車場整備地区等」という。)以外の都市計画区域
- 2 市の区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び準工業地域(駐車場整備地区を除く)
- 3 法第20条第2項の規定により周辺地域及び駐車場整備地区等以外の都市計画区域内の地域であって自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内又は自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区(以下「自動車ふくそう地区」という。)は、市の区域内における第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、工業地域又は工業専用地域(駐車場整備地区を除く。)とする。

(建築物を新築する場合の駐車施設の附置)

第17条 別表第3条の(い)欄に掲げる区域内において、当該区域に対応する同表(ろ)欄に掲げる床面積が同表の(は)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、同表の(に)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(ほ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計して得た数値(延べ面積(自動車及び自転車の駐車の用に供する部分の面積を除く。以下同じ。)が6千平方メートルに満たない場合においては、当該数値が2未満の場合は、2とする。)以上の台数の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 1 駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合
- 2 前号に定めるもののほか、知事が特に必要がないと認める場合
- 3 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを越える建築物にあつては、次の表の上欄に掲げる事務所の用途に供する部分の床面積に同表の下欄に掲げる率をそれぞれ乗じて得た面積の合計を当該事務所の用途に供する部分の床面積とみなして、前項の規定を適用する。

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1万平方メートル以下の部分              | 1   |
| 1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下の部分  | 0.7 |
| 5万平方メートルを超え、10万平方メートル以下の部分 | 0.6 |
| 10万平方メートルを超える部分            | 0.5 |

(建築物を増築し、又は用途を変更する場合の駐車施設の附置)

第17条の3 建築物を増築しようとする者又は建築物の用途の変更（当該用途の変更によって第17条の規定を準用して算出した場合に附置しなければならない駐車施設の台数が増加し、及び法第20条の2第1項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えとなるものをいう。以下この条において同じ。）をしようとする者は、増築又は用途の変更後の建築物について、第17条の規定を準用して算出した駐車施設の台数から、増築又は用途の変更前の建築物について、同条の規定を準用して算出した駐車施設の台数を減じて得た台数又はすでに設置されていた第17条の5第1項の規模を有する駐車施設の台数のいずれか多い台数を減じて得た台数の規模を有する駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1 駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合
- 2 前号に定めるもののほか、知事が特に必要がないと認める場合

(駐車施設及び荷さばきのための駐車施設の規模)

第17条の5 第17条又は第17条の3の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の格納又は駐車の用に供する部分の1台当たりの規模は、幅2.3メートル以上、奥行き5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入させができるものとしなければならない。

- 2 建築物又は建築物の敷地内に附置する駐車施設のうち、当該駐車施設の台数の10分の3以上の部分の1台当たりの規模は、幅2.5メートル以上、奥行き6メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせができるものとしなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特殊な装置を用いる駐車施設で知事が有効に駐車できると認めたものについては、前項の規定によらざりとすることができる。
- 4 第17条の2又は前条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の格納又は駐車の用に供する部分の1台当たりの規模は、幅3メートル以上、奥行き7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造及び敷地の状態からやむを得ない場合は、1台当たりの規模を、幅4メートル以上、奥行き6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とすることができる。

(建築物の敷地が2以上の区域内にわたる場合)

第17条の6 建築物の敷地が駐車場整備地区等の区域内、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区（次項及び次条において「周辺地区等」という。）の区域内又はこれら以外の地区の区域内のいずれか2以上の区域内にわたる場合は、これらの区域のうち当該敷地の過半が属する区域内に当該建築物があるものとみなして、第17条から第17条の4までの規定を適用する。

- 2 前項に規定する場合において、駐車場整備地区等の区域内の敷地面積及び周辺地区等の区域内の敷地面積の合計が当該建築物の敷地の面積の過半のときは、前項の規定にかかわらず、駐車場整備地区等の区域内の面積又は周辺地区等の区域内の面積のいずれか大きい区域内に当該建築物があるものとみなして、第17条から第17条の4までの規定を適用する。

## (5) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

8 指定作業場 別表第2に掲げる作業場等（工場に該当するものを除く。）をいう。

（自動車等を運転する者の義務）

第52条 自動車等を運転する者は、自動車等を駐車し、又は停車するときは、当該自動車等の原動機の停止（以下「アイドリング・ストップ」という。）を行わなければならない。ただし、規則で定める場合はこの限りでない。

（駐車場の設置者等の周知義務）

第53条 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう、必要な事項を表示したものの掲出等の方法により周知しなければならない。

（指定作業場の設置の届出）

第89条 指定作業場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 指定作業場の名称及び所在地
- 3 指定作業場の種類及び作業の方法
- 4 建物又は施設の構造又は配置
- 5 ばい煙、粉じん、有毒ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
- 6 自動車の出入口が接する道路の幅員
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（指定作業場の変更の届出）

第90条 既に設置している指定作業場に係る前条第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

### 別表第2 指定作業場（第2条関係）

- 1 レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- 2 自動車駐車場（自動車の収容能力が20台以上のものに限る。）
- 3 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）
- 4 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガス（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第23号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- 5 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- 6 以下省略

## (6) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則

（アイドリング・ストップの特例）

第19条 条例第52条ただし書きに規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）第7条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車を停止する場合その他同法の規定により自動車等を停止する場合
- 2 交通の混雑その他の交通の状況により自動車等を停止する場合

- 3 人を乗せ、又降ろすために自動車等を停車する場合
- 4 自動車の原動機を貨物の冷蔵庫に用いる装置その他の附属装置（自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。）の動力として使用する場合
- 5 道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 13 条第 1 項に規定する自動車が当該緊急用務に使用されている場合
- 6 前各号に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合

(駐車場の規模)

第 20 条 条例第 54 条に規定する規則で定める規模は、自動車の収容能力が 20 台であることとする。  
(指定作業場の設置届及び変更届)

第 41 条 条例第 89 条又は第 90 条の規定による届出は、別記第 16 条様式による指定作業場設置（変更）届出書に、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面を添えて行わなければならない。

(7) 東京都福祉のまちづくり条例

(定義)

第 1 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 福祉のまちづくり 高齢者、障害者等の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進するため、社会連帶の理念に基づき、高齢者、障害者等が円滑に施設、物品及びサービスを利用できるようにするための措置をいう。
- 2 高齢者、障害者等 高齢者で日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受けるもの、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に規定する障害者その他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。
- 3 一般都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等(鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で東京都規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。以下同じ。)の停車場を構成する施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- 4 整備基準 一般都市施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し、一般都市施設を所有し、又は管理する者の判断の基準となるべき事項として規則で定める事項をいう。

(整備基準への適合努力義務)

第 12 条 一般都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は当該一般都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 整備基準は、次に掲げる事項について、一般都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。
- 3 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項

(届出)

第 15 条 一般都市施設で規則で定める種類及び規模のもの(以下「特定施設」という。)の新設又は改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して特定施設にする場合に限る。)をいう。以下同じ)をしようとする者(以下「特定整備主」という。)は、第 12 条第 2 項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に知事に届け出なければならない。ただし、法令又は都の他の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上に高齢者、障害者等が円滑に利用できる措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

(8) 東京都福祉のまちづくり条例施行規則

(一般都市施設)

第4条 条例第1条第3号の規則で定める一般都市施設は、別表第2の一般都市施設の欄に定める施設とする。

(整備基準)

第5条 条例第1条第4号の規則で定める事項は、一般都市施設の区分に応じ、別表第3から別表第7までに定めるとおりとする。

(特定施設)

第8条 条例第15条第1項の特定施設は、別表第2の一般都市施設の欄に掲げる施設のうち、当該特定施設の欄に定める施設とする。

別表第2(第4条、第8条関係)

1 建築物

| 区分            | 一般都市施設  | 特定施設   |
|---------------|---|--|
| 5 自動車<br>関連施設 | (1) 自動車車庫(駐車場施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する建設大臣が認める特殊の装置(以下「特殊装置」という。)のみを用いるものを除く。)<br>(2) 自動車修理工場<br>(3) 自動車洗車場<br>(4) 給油取扱所<br>(5) 自動車教習所 | (1)にあっては、用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを越える施設<br>(2)から(4)にあっては、用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超える施設<br>(5)にあっては、用途に供する部分の床面積の合計が1000平方メートルを超える施設 |

5 路外駐車場

| 区分                  | 一般都市施設  | 特定施設                           |
|---------------------|---|--------------------------------|
| 路外駐車場<br>(建築物以外のもの) | 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2項に規定する路外駐車場で建築物以外のもの(特殊装置のみを用いるものを除く。) | 駐車の用に供する部分の面積が1000平方メートルを超える施設 |

別表第3 建築物に関する整備基準（第5条関係）

| 整備項目  | 整 備 基 準   |
|-------|---|
| 2 駐車場 | <p>(1) 駐車場を設ける場合は、1以上の駐車施設を障害者のための駐車施設として、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>イ 当該駐車施設から建築物までの経路ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ウ 当該駐車施設の位置を表示するとともに、経路について誘導表示を行うこと。</p> <p>(2) 障害者のための駐車施設から建築物の出入口までの通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 駐車スペースから出入口までの通路の構造は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。</p> |

別表第7 路外駐車場(建築物以外のもの)に関する整備基準（第5条関係）

| 整備項目                      | 整 備 基 準  |
|---------------------------|--|
| 1 路外駐車場<br>(建築物以外<br>のもの) | <p>1 障害者のための駐車スペースを1以上設けること。</p> <p>2 障害者のための駐車スペースは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>(2) 出入口(自動車のみの用に供するものを除く。以下この表において同じ。)に近い位置に設けること。</p> <p>(3) 障害者のための駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>3 駐車スペースから出入口までの通路の構造は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。</p> |

## 福祉のまちづくり条例の整備基準の解説

ポイント

|              |   |                     |
|--------------|---|---------------------|
| (1)駐車スペースの設置 | ●路外駐車場には、障害者用駐車スペースを1以上設けることとする。なお、機械式駐車施設など特殊な装置のみを用いる路外駐車場にあっては、その構造上、本項の適用は除外される。  |                     |
| (2)駐車スペースの幅  | ●障害者用駐車スペースは、自動車のドアを全開した状態で車いすから自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車いすが回転でき、介護者が横に付き添えるスペース(幅1.4m以上)を見込んだものである。   | ⇒【図1.1】<br>【図1.2】参照 |
| (3)駐車スペースの位置 | ●駐車場の出入口にできるだけ近い位置(屋内駐車場では、エレベーターホール入口付近など)に、障害者が利用できる駐車スペースを設けることが必要である。   | ⇒【図1.1】<br>【図1.2】参照 |
| (4)駐車スペースの標示 | ●障害者用駐車スペースは、一般用駐車スペースと区分するため、駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装標示するか、又は車止め付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。<br>●障害者用駐車スペースに、一般の自動車が駐車されるのを避けるため、その旨の表示をする。<br>●駐車場の進入口には、障害者用駐車スペースが設置されていることが分かるように標識を設けることとし、駐車場の入口から障害者用スペースに至るまでの誘導用標識を設ける。 | ⇒【図1.3】<br>【図1.4】参照 |
| (5)床面        | ●床面又は地面上は、車いすでの移乗に配慮し、できる限り水平にする。   |                     |
| (6)通路の幅      | ●障害者用スペースから出入口への通路の幅は、車いすと人が最低限行き違えることや、松葉杖使用者が円滑に通行できる1.2m以上を確保することが必要である。   | ⇒【図1.1】<br>【図1.2】参照 |
| (7)通路その他     | ●障害者用スペースから出入口への通路に段差を設けないこと。表面を滑りにくい仕上げとすること。  |                     |
| その他の注意事項     | ●発券所は、曲がり角や斜路部分に設けないように計画するなど、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したものとする。   |                     |

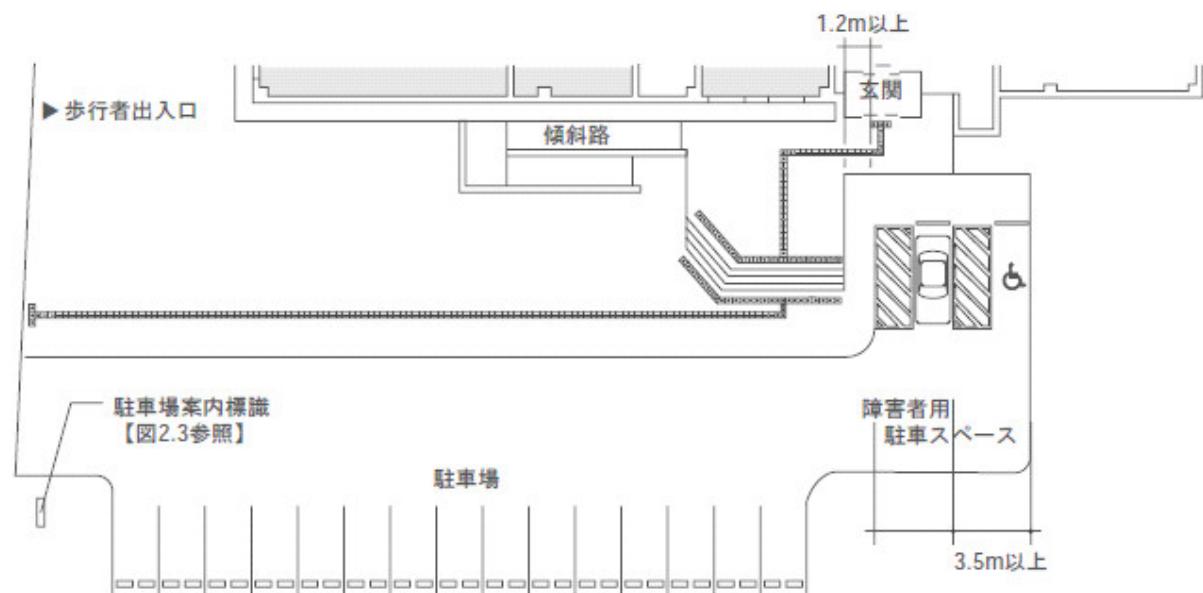
## 誘導基準(望ましい水準)

ポイント

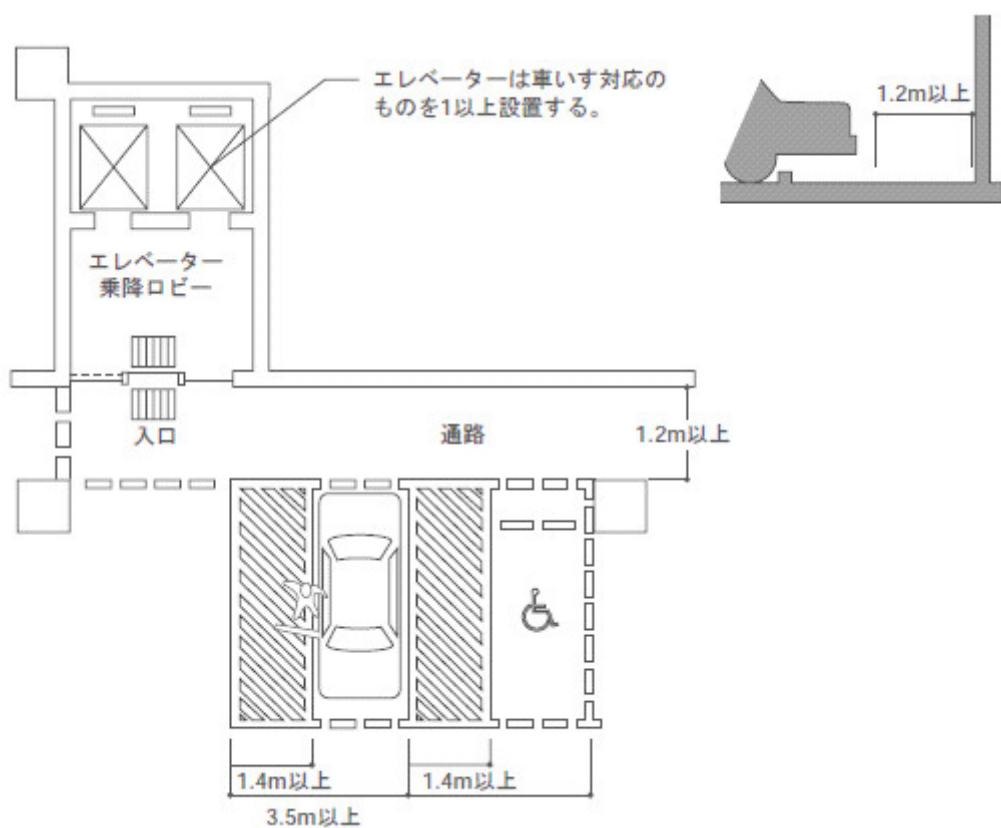
|               |  |           |
|---------------|--|-----------|
| (1)障害者用スペースの数 | ○障害者用駐車スペースの数は、全駐車台数が200以下の場合にあっては、当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては、当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。  |           |
| (2)駐車施設の幅     | ○車体スペースの両側に1.4m以上の乗降用スペースを設ける。<br>○複数台分のスペースを設ける場合は、2台以上分のスペースを並べて設ける。<br>○障害者用駐車スペースの奥行きは、後部トランクの利用等にも配慮し、6m以上とする。<br>○障害者用駐車スペース及び障害者用駐車スペースから出入口への通路に屋根又はひさしを設ける。 | ⇒【図1.4】参照 |
| その他の注意事項      |  |           |

## 《 参 考 図 》

【図 1.1】 駐車場の整備例



【図 1.2】 屋内駐車場の整備例



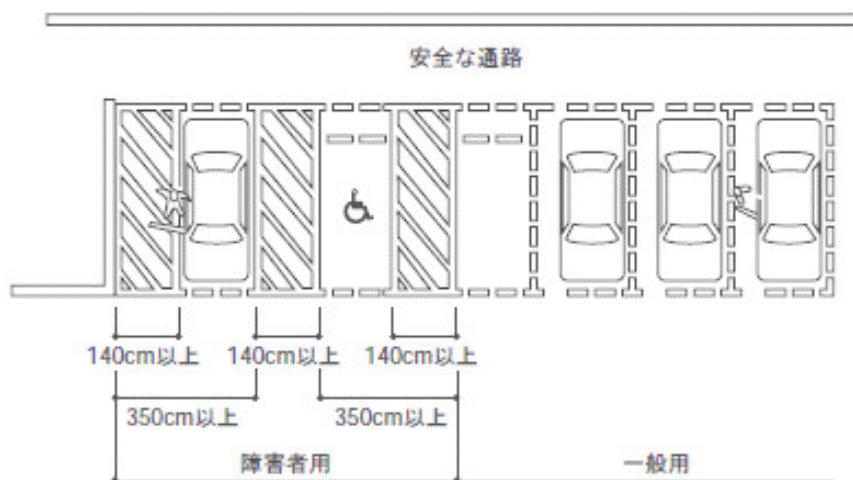
## 《 参 考 図 》

【図 1.3】 障害者用駐車スペース標識の例

駐車場の誘導標識の例

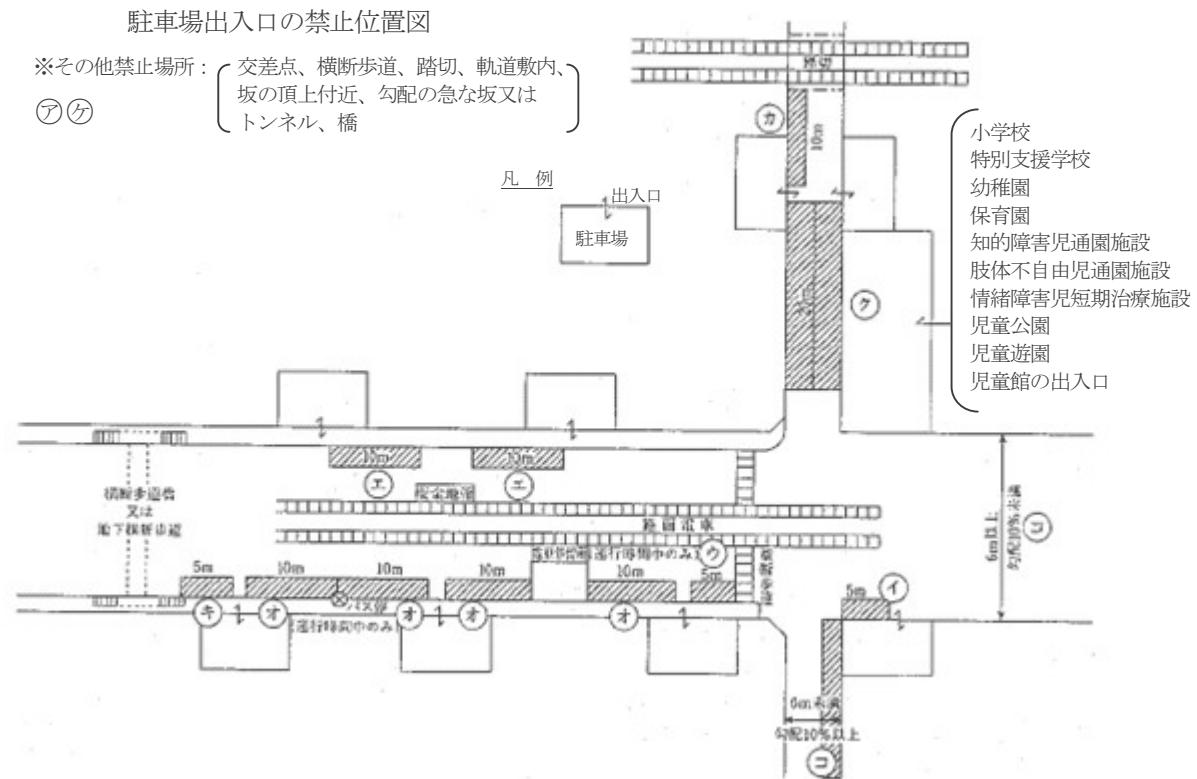


【図 1.4】 両側に乗降用駐車スペースを設けた例



## 駐車場出口、入口の参考図 (施行令第7条)

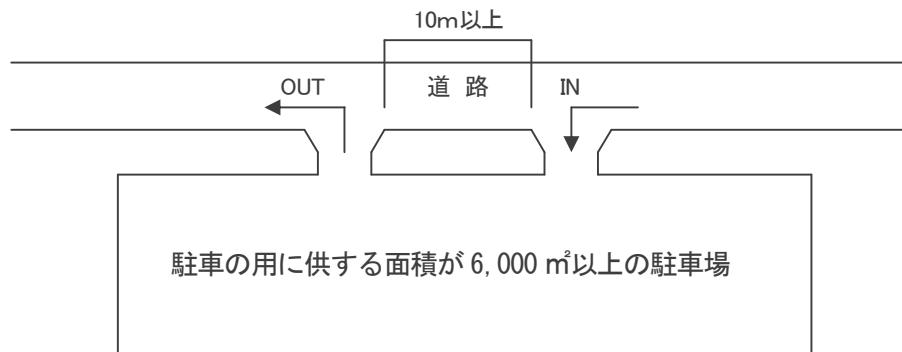
### (1) 第1項



※ただし、交差点の側端又はそこから5m以内、トンネル、橋については国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能

- ア 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- イ 交差点の側端又は道路のまがりかどから 5m 以内の部分
- ウ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5m 以内の部分
- エ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分
- オ 乗合自動車の停留所又はトローリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10m 以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トローリーバス又は路面電車の運行時間中に限る）
- カ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分
- キ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から 5m 以内の道路の部分
- ク 小学校、特別支援学校、幼稚園、保育園、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20 メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はその他これに類する工作物により車線が往復の方向に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右 20 メートル以内の部分を含む。）
- ケ 橋
- コ 幅員が 6 メートル未満の道路又は縦断勾配が 10 パーセントを超える道路

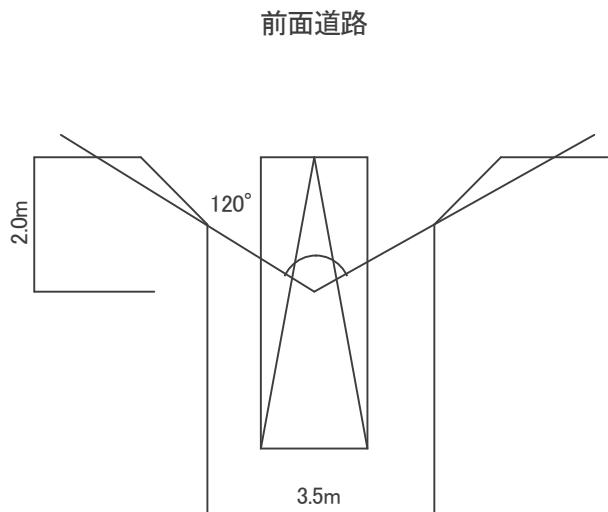
(2) 第5項



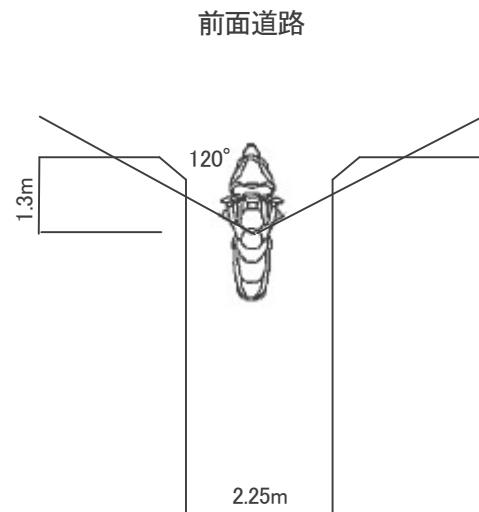
(注) 自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合は、入口と出口との間隔を 10m未満とすることが可能。

(3) 第7項

【四 輪 車】



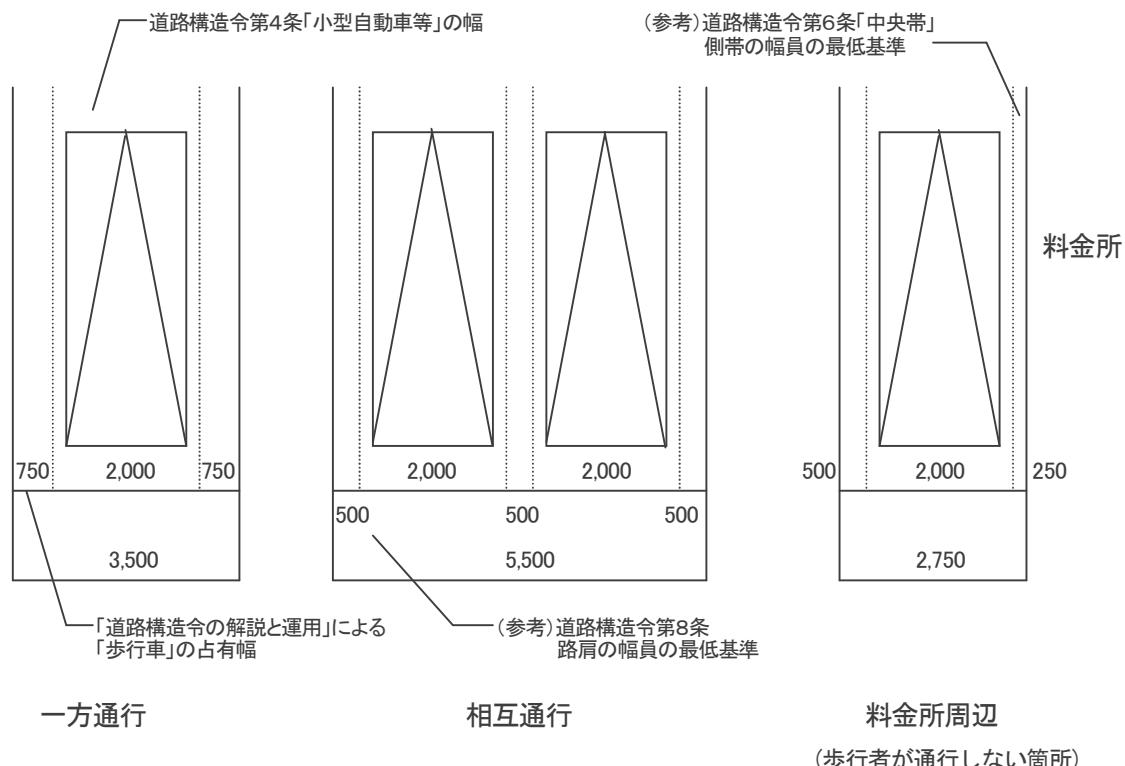
【自動二輪車】



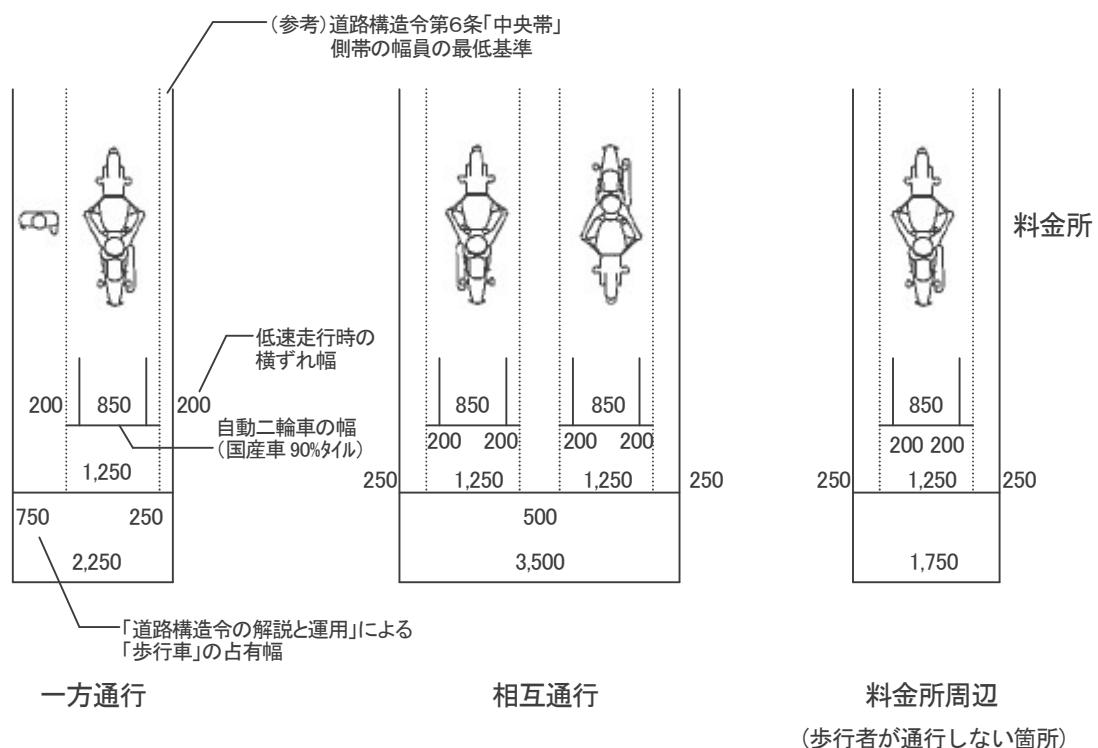
## 駐車場の車路の参考図 (施行令第8条)

(1) 第2項 (車路の幅員)

### 【四 輪 車】

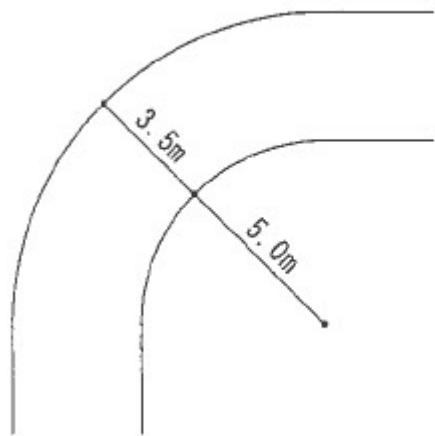


### 【自動二輪車】

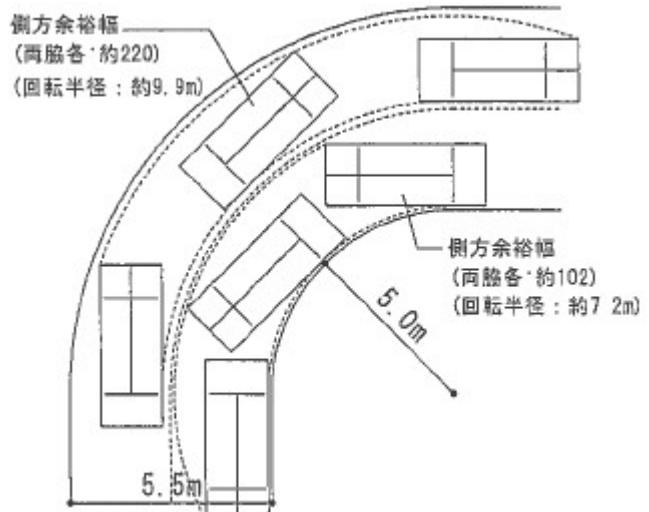


(2) 第3項第2号 (屈曲部の内のり半径)

#### 【四 輪 車】

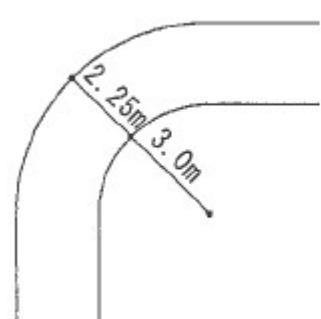


一方通行

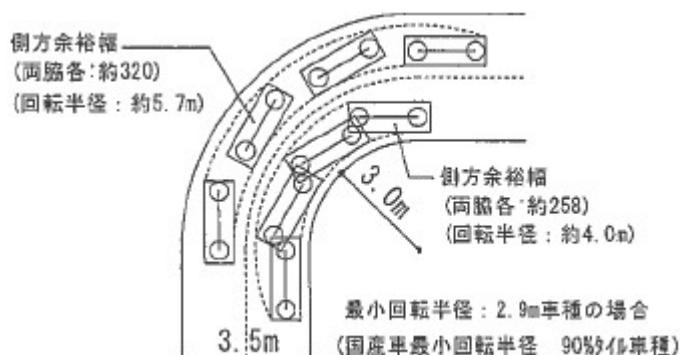


相互通行

#### 【自動二輪車】



一方通行



相互通行